生活保護パンフレット

生活保護は国民の権利です

本当に困ったら
ためらわないでご相談ください

竹田市福祉事務所　TEL：0974-63-4811

生活保護は暮らしのセーフティネット

必要な人が正しく利用できる社会に

本当に困ったら
ためらわないで

生活保護は日本国憲法第２５条により、健康で文化的な最低限度の生活を行うことが国民の権利として定められており、その権利を実現するための国の制度のひとつです。

家計を支えていた人が亡くなったり、病気やケガ、高齢や障がい等何らかの事情により収入が途絶えたりして生活が困難となった場合、その困窮の程度に応じて必要な保護を行って、最低生活の保障とともに、その自立の手助けをすることを目的としています。

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。

生活保護　はこんな制度です

収入があっても
保護は受けられます

世帯の収入と国の定める基準で計算される最低生活費を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、保護が適用されます。なお、世帯の収入が最低生活費を超える場合は、保護の利用はできません。

最低生活費 （食費、日用品費、家賃、教育費、医療費など）	不足する生活費
世帯の収入 （給与、年金、手当、仕送りその他あらゆる収入）	支給される保護費

※ 最低生活費は、世帯員の年齢、人数、家賃、障がいの状況などによって変動します。

主な扶助の種類

①生活扶助

日常生活に必要な費用で、個人的費用と世帯共通費用に分類された基準額が支給されます

②住宅扶助

賃貸アパートの家賃や引越し費用などで定められた範囲内で実費が支給されます

③教育扶助

教材費や給食費など義務教育に必要な費用で、定められた基準額が支給されます

④医療扶助

指定医療機関で受診することが原則で、全額現物支給（※）されます

⑤生業扶助

就労に必要な技能などを修得する費用で、定められた範囲内で実費が支給されます

⑥介護扶助

介護保険で要介護・要支援の認定を受けた人が対象で自己負担はありません（※）

⑦出産扶助

出産時に病院などでかかる出産費用で、定められた範囲内で実費が支給されます

⑧葬祭扶助

世帯の人が亡くなった時の葬祭費用で、定められた範囲内で実費が支給されます

※一部に例外があります。

生活保護の手続きの流れ

① **事前の相談**
お住まいの地域の福祉事務所の窓口に相談し、生活保護制度の説明などを受けます。

② **申　請**
生活保護を受けるための申請書などの書類を記入し提出します。

③ **調査・審査**
生活状況や資産、扶養義務などを調査し、保護が受けられるかどうか審査します。

④ **結果通知**
調査と審査が終わると、生活保護を受けられるかどうかの決定が通知されます。
※申請から原則14日以内

⑤ **受給開始**
生活保護を受けられることが決定したら、毎月の支給が始まります。

⑥ **開始後のﾌｫﾛｰ**
福祉事務所の担当者（ｹｰｽﾜｰｶｰ）による訪問調査や就労に向けた助言・指導などが行われます。

●最低生活費の決定

生活保護は「世帯単位」で行われます。基準となる最低生活費は、世帯の人数や世帯員の年齢、お住まいの地域などによって異なります。全国の市区町村の地価などを考慮して設定され、保護費は都市部の方が高くなっています。

制度を利用するときの注意点

資産の活用

預貯金、土地不動産、生命保険、自動車などの資産があれば、売却するなどの方法で活用する必要があります。

能力の活用

世帯の中で働ける人がいる場合は、その能力に応じて働く必要があります。

他の制度の活用

年金や手当など他の社会保障制度などを活用できる場合は、それらを優先して活用する必要があります。

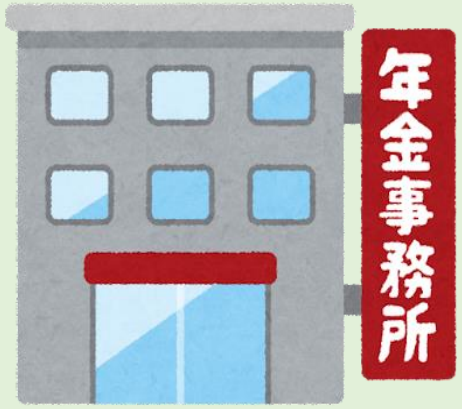

扶養義務者の扶養

配偶者、両親、子、祖父母、兄弟姉妹といった親族からの援助を受けることができる場合は受けましょう。

生活保護制度のＱ＆Ａ

Ｑ．持ち家があっても保護を受けられる？

　世帯員が居住している土地・家屋については、原則保有が認められます。土地・家屋の処分価値が高い場合や、居住していない家屋、田、畑、山林、原野などの土地については、原則保有が認められません。

Ｑ．借金があっても保護を受けられる？

　原則として生活保護費から借金を返済することはできません。法テラス（無料法律相談）や弁護士等に相談して借金を整理する必要があります。

Ｑ．申請を親族に知られたくないときは？

　申請後の扶養照会で、DVや虐待など特別な事情のある場合、該当する親族への照会を見合わせることができます。

Ｑ．自動車があっても保護を受けられる？

　日常生活の便利に用いられる自動車については、原則保有も使用も認められていません。通勤のために自動車を使用する場合や、障がい者が通院などのために自動車を必要とする場合であって、特定の要件を満たす場合は、例外的に保有が認められることがあります。

Ｑ．住所がなくても保護を受けられる？

　定まった現住所や住民票がなくても、現在生活している地域の福祉事務所で保護を申請することができます。

Ｑ．不正受給ってどんな場合？

　偽りの届け出で保護を受けた場合です。受給中の世帯や収入に変更があった場合も忘れずに届け出ることが必要です。